



2026年5月20日

各 位

会社名 株式会社ブイキューブ  
 代表者名 代表取締役社長 水谷 潤  
 (コード番号：3681 東証プライム)  
 問合せ先 常務取締役 CFO 山本 一輝  
 (TEL. 03-6625-5011)

**(変更) 「臨時株主総会の招集及び付議議案等の決定に関するお知らせ」の一部変更について**

当社は、2026年5月18日付け「臨時株主総会の招集及び付議議案等の決定に関するお知らせ」につきまして、一部開示内容に変更が生じたため、以下のとおりお知らせいたします。

1. 変更理由

関係機関との調整の結果、手続上の都合により、株式併合の効力発生日並びに株式併合の効力が発生することを条件とする定款変更の効力発生日及び単元株式数の定めを廃止日を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更箇所は下線を付して表示しております。

(変更前)

**II. 本第三者割当、本株式併合等の日程**

本第三者割当、本株式併合等の手続に係る日程(予定)の概要は以下のとおりです。

本臨時株主総会に関する基準日公告日	2026年4月8日(水)
本臨時株主総会に関する基準日	2026年4月23日(木)
本第三者割当に関する取締役会決議日	2026年5月18日(月)
本臨時株主総会開催日	2026年6月15日(月)(予定)
定款変更案(注1)の効力発生日	2026年6月15日(月)(予定)
本第三者割当に係る本新株式の発行日	2026年6月19日(金)(予定)
定款変更案(注2)の効力発生日	2026年6月19日(金)(予定)
当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日	2026年7月1日(水)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年7月 <u>3日</u> ( <u>金</u> )(予定)
定款変更案(注3)の効力発生日及び単元株式数の定めを廃止日	2026年7月 <u>3日</u> ( <u>金</u> )(予定)

(注1) V種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてV種優先株式を追加し、V種優先株式に関する規定を追加するとともに、現行定款5条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を105,375,600株に変更するものです(第2号議案)。詳細については、最終契約締結プレスの「III. 定款一部変更」並びに同別紙1及び別紙2をご参照ください。

(注2) 本第三者割当に係る本新株式 73,461,700 株が発行されることを条件として、定款5条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）について、発行可能株式総数を 300,000,000 株に変更するものです（第2号議案）。詳細については、最終契約締結プレスの「III. 定款一部変更」並びに同別紙1及び別紙2をご参照ください。

(注3) 本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）を変更するとともに、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除すること、また、当社普通株式が上場廃止になって以降の経営を機動的に行っていくため、監査等委員会設置会社としての定め及び会計監査人に関する定め等を削除し、当該変更に伴う条数の調整を行うものです（第6号議案）。詳細については、最終契約締結プレスの「VII. 単元株式数の定め並びに監査等委員会及び会計監査人に係る定め等の廃止等に関する定款一部変更」並びに同別紙3をご参照ください。

(変更後)

## II. 本第三者割当、本株式併合等の日程

本第三者割当、本株式併合等の手続に係る日程（予定）の概要は以下のとおりです。

本臨時株主総会に関する基準日公告日	2026年4月8日（水）
本臨時株主総会に関する基準日	2026年4月23日（木）
本第三者割当に関する取締役会決議日	2026年5月18日（月）
本臨時株主総会開催日	2026年6月15日（月）（予定）
定款変更案（注1）の効力発生日	2026年6月15日（月）（予定）
本第三者割当に係る本新株式の発行日及び払込期日	2026年6月19日（金）（予定）
定款変更案（注2）の効力発生日	2026年6月19日（金）（予定）
当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日	2026年7月1日（水）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年7月13日（月）（予定）
定款変更案（注3）の効力発生日及び単元株式数の定め等の廃止日	2026年7月13日（月）（予定）

(注1) V種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてV種優先株式を追加し、V種優先株式に関する規定を追加するとともに、現行定款5条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を 105,375,600 株に変更するものです（第2号議案）。詳細については、最終契約締結プレスの「III. 定款一部変更」並びに同別紙1及び別紙2をご参照ください。

(注2) 本第三者割当に係る本新株式 73,461,700 株が発行されることを条件として、定款5条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）について、発行可能株式総数を 300,000,000 株に変更するものです（第2号議案）。詳細については、最終契約締結プレスの「III. 定款一部変更」並びに同別紙1及び別紙2をご参照ください。

(注3) 本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）を変更するとともに、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除すること、また、当社普通株式が上場廃止になって以降の経営を機動的に行っていくため、監査等委員会設置会社としての定め及び会計監査人に関する定め等を削除し、当該変更に伴う条数の調整を行うものです（第6号議案）。詳細については、最終契約締結プレスの「VII. 単元株式数の定め並びに監査等委員会及び会計監査人に係る定め等の廃止等に関する定款一部変更」並びに同別紙3をご参照ください。

以上